

船舶事故調査報告書

平成28年8月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	浸水				
発生日時	平成28年1月4日 16時25分ごろ				
発生場所	静岡県御前崎市御前崎港 御前崎港防波堤C灯台から真方位321°55.0m付近 (概位 北緯34°37.1' 東経138°13.1')				
事故の概要	ミニポート（船名なし）は、東進中、浸水した。 ミニポート（船名なし）は、同乗者1人が死亡し、船外機に濡損を生じた。				
事故調査の経過	平成28年1月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。				
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ミニポート（船名なし）、なし なし、個人所有 約3.12m×約1.26m×約0.44m、不明 ガソリン機関、1.47kW、不詳				
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 58歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年5月1日 免許証交付日 平成25年4月24日 (平成30年4月30日まで有効) 同乗者A 男性 64歳				
死傷者等	死亡 1人（同乗者A）				
損傷	船外機に濡損				
気象・海象	気象： 本事故発生場所の北北西方約1海里付近に位置する御前崎特別地域気象観測所の本事故当日の観測値は、次のとおりであった。				
	時刻 (時：分)	平均		最大瞬間	
		風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)
	15:30	西	9.1	西	14.8
	16:00	西	9.5	西	15.4
	16:30	西	11.7	西	17.1

	<p>海象：波高 約0.3～0.4m、潮汐 下げ潮の中央期、海面水温 約19℃</p> <p>日没時刻：16時49分ごろ</p>
<p>事故の経過</p>	<p>本船は、操縦者、同乗者A及び知人1人（以下「同乗者B」という。）が乗船し、平成28年1月4日16時00分ごろ釣りをを行う目的で御前崎港西ふ頭西側の岸壁を出発し、東方の御前崎港防波堤（B）に向かった。</p> <p>本船は、同乗者Bが船体前部の右側寄りに、同乗者Aが船体後部の左側にそれぞれ低い姿勢になり、操縦者が、右舷船尾に置かれた容器の上に腰を掛けた姿勢で船外機の操縦を行いながら、西ふ頭南側の海面に出たところ、出発場所より風が少し強いと感じたので、西ふ頭南側の岸壁東端にある西ふ頭3号岸壁（以下岸壁については、「西ふ頭」を省略する。）に近寄る進路として低速で東進した。</p> <p>本船は、操縦者が、船首方の海面が波立っているように感じたものの、前進を続けたところ、船首方から波高約0.3～0.4mの波を受けて海水が船内に打ち込み、更に第2波を受けて打ち込んだ海水が船内に滞留し、出発場所に引き返そうと右回頭していたとき、16時25分ごろ、左舷方から第3波を受けて一気に水船状態となった。</p> <p>操縦者は、同乗者2人と共に本船を離れ、3号岸壁に向けて泳ぎ始めた。</p> <p>西ふ頭の警備員（以下「警備員A」という。）は、3号岸壁を東方へ向かって歩いて巡回していたところ、本船が自分を追い越した後、右回頭している状態で本船の両舷から海水が浸水して水船状態となり、乗船者3人が本船から離れたのを認めて警備会社の事務所に事故の発生を知らせ、ロープを取りに西ふ頭の監視小屋に向かった。</p> <p>御前崎港管理事務所は、警備会社から事故の連絡を受けて海上保安庁へ本事故の発生を通報して救助を要請し、救急車の要請を行い、職員1人を3号岸壁に向かわせた。</p> <p>西ふ頭の別の警備員（以下「警備員B」という。）は、警備員Aから本事故の発生を聞き、西ふ頭の監視小屋から3号岸壁東端に向かい、ロープを持ってきた警備員Aと共に、3号岸壁の東端付近の海面に泳ぎ着いた同乗者Bにロープを投げてつかませ、2号岸壁に上げられる梯子のある所まで誘導し、同梯子を上らせた。</p> <p>警備員Bは、更に3号岸壁の東端付近に流されて来た仰向け状態の同乗者Aを見付け、ロープを同乗者Aに向けて投げたが、同乗者Aの反応がなく、同乗者Aが東方へ流されていく様子を認めた。</p> <p>操縦者は、泳ぎ着いた3号岸壁のフェンダに掴まり、泳ぎながら認めた3号岸壁の梯子の方へ移動しようと、3号岸壁に沿って西方へ移動し、同梯子にたどり着いたが、体が重くて梯子を登ることができず、その後、警備員A及び管理事務所の職員が下ろしたロープを体に</p>

	<p>掛け、両人の助けを借りて引き上げられながら同梯子を登り、3号岸壁に上がった。</p> <p>同乗者Aは、16時55分ごろ漂流していたところを巡視艇に救助され、自動体外式除細動器（AED）等による救命処置を施されたが、搬送された病院で死亡が確認され、その後、溺水の吸引と検案された。</p> <p>操縦者及び同乗者Bは、救急車で病院に搬送されたが、異状は認められなかった。</p> <p>本船は、御前崎港防波堤（B）北側の消波ブロック付近に漂流していたところを監視取締艇により引き出され、付近の岸壁に運ばれた。 （付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>海図W1077（御前崎港）及び御前崎港計画平面図によれば、西ふ頭南側には東端の3号岸壁から7号岸壁まで西方へ続く約590mの岸壁、7号岸壁西端から9号岸壁まで南方へ続く約200mの岸壁がそれぞれあり、西ふ頭の南方には、護岸及び貯木場があって、西ふ頭の東方には御前崎港防波堤（B）がある。</p> <p>本船は、船体中央部に隔壁があって前部区画と後部区画に分かれる組立て式ボートであり、船尾部に船外機を備え付けることができ、船内に最大搭載人員3名の掲示があり、船舶検査及び小型船舶操縦士免許が不要な船舶であった。</p> <p>本船の船体中央付近の乾舷は、約0.3mであった。</p> <p>操縦者は、所有している船外機を持参するように所有者である同乗者Aから依頼され、出発前に出発場所で1.5kW（2馬力）未満の船外機を本船の船尾部に取り付け、釣りざお6本、釣り道具や餌などを入れた容器合計3個、約1ℓのガソリンが入った燃料油携行缶1缶を持ち込んでいた。</p> <p>操縦者は、出航前にインターネットで御前崎港での予想される風速が約7m/sであることを確認し、風が強いと思ったが、その後、出発場所において同乗者Aと相談した結果、出発することとした。</p> <p>操縦者は、出発場所においてミニボートの海面への降下作業中、風は弱いと感じていた。</p> <p>操縦者、同乗者A及び同乗者Bは、救命胴衣を着用した状態で、体重の合計が約201kgであった。</p> <p>同乗者Aは、泳ぎが得意であった。</p> <p>同乗者Bは、約5～6年前から釣りの目的で同乗者Aに誘われて年1～2回程度本船に乗っており、御前崎港で乗ったのは、本事故時が2回目であった。</p> <p>同乗者Bは、本事故時、左舷船首方から波を受けて海水が船内に打ち込み、海水をくみ出そうと思ったものの、次々と海水が流入して来る状況を認めた。</p>

	<p>操縦者は、本事故時、携帯電話を濡れないようにビニール袋などに包んで所持していたが、救助された後、携帯電話が濡れて使用できなくなっていたのを知った。</p> <p>操縦者は、約12年前から年8回程度ミニボートに乗って釣りを楽しんでいたが、本船に乗ったのは本事故時が2回目であった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、御前崎港において、風力5～6の西風が吹き、波高約0.3～0.4mの波が生じている状況下、航行したことから、船内に海水が打ち込んで浸水したものと考えられる。</p> <p>本船は、船体中央付近の乾舷が約0.3mの状態で行っていたことから、船内に海水が打ち込んだものと考えられる。</p> <p>同乗者Aの死因は、溺水の吸引であった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、御前崎港において、風力5～6の西風が吹き、波高約0.3～0.4mの波が生じている状況下、航行したため、船内に海水が打ち込んで浸水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象及び海象情報、ミニボートの堪航性を考慮し、出発の可否を適切に判断すること。 ・ ミニボートが水船状態になった場合、すぐに船体を離れて岸に向かって泳ぎ出さないで、救命胴衣の笛を吹いて航行船舶に救助を求めたり、防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け118番通報を行ったりするなどして、十分な浮力がある物につかまった状態で救助を待つことが望ましい。 ・ 国土交通省海事局発行のパンフレット「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」を遵守すること。

付図1 事故発生経過概略図

